

別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 菊池 悠矢

論 文 題 目 Capital Market Integration and Fiscal Competition
(資本市場統合と財政競争)

論文審査担当者

主 査 名古屋大学大学院経済学研究科准教授 玉井 寿樹

名古屋大学大学院経済学研究科教授 柳瀬 明彦

名古屋大学大学院経済学研究科教授 柳原 光芳

論文審査の結果の要旨

1. 本論文の概要

(1) 本論文の目的

本論文は財政競争が経済にもたらす影響について、現実的な諸要素、すなわち政府の財政競争への参加に関する意思決定、労働市場の不完全性、および多様な財政制度などを考慮した理論分析をおこない、その帰結を明らかにするものである。こうした本論文の問題意識は、財政競争の結果生じる「底辺への競争」と符合する現実経済社会の政策動向を理論的に説明すること、また、それによって生じる諸問題を解決することにある。こうした問題意識のもと、各国が実施する財政移転の効果を検証し、有効性や限界を明らかにすること、従来制度が有効でない場合は解決策を提示すること、よりよい経済状況をもたらす政策手段を明らかにすることを目的としている。

(2) 本論文の構成と内容

本論文は、第1章「序章 (Introduction)」, 第2章「先行研究の批評 (Literature Review)」, 第3章「財政競争と政府間移転の参加問題 (Entry in Fiscal Competition and Intergovernmental Transfer)」, 第4章「財政競争, 失業, 政府間移転 (Fiscal Competition, Unemployment, Intergovernmental Transfers)」, 第5章「失業が存在する環境下の財政競争におけるナッシュ均衡 (Nash Equilibrium in Models of Fiscal Competition with Unemployment)」, および第6章「結論 (Conclusion)」の6つの章から構成されている。以下では、各章の内容について順に説明する。

第1章では、本論文の研究に至る背景が説明され、各章の内容についての概要および研究目的について述べられている。研究の社会的背景について、経済のグローバル化に伴い市場統合が進み資本など移動性の高い生産要素に関する国家間・地域間の獲得競争が進んでいることに言及し、競争のために租税・補助金・公共サービスなどの政策手段が現実に用いられていることに触れている。

こうした国家・地域レベルでの政府間競争の研究は財政競争理論と呼ばれ、Zodrow and Mieszkowski (1986), Wilson (1986)などを嚆矢として研究が行われていること、財政競争理論の研究から示される経済学的帰結について説明がなされている。そして、社会的・学術的背景を受けた本論文の学術的な主たる目的として、

- ・既存の財政移転制度の効果を検証し、その有効性や限界を明らかにすること
- ・従来制度が有効でない場合は解決策を提示すること
- ・よりよい経済状況を実現する政策手段を明らかにすること

の3つの点を挙げている。また、これに加えて第2章から第6章までの内容について、その概要を説明している。

第2章では、論文全体を通じた基本モデルとなる Zodrow and Mieszkowski (1986)

論文審査の結果の要旨

の財政競争モデル（以下、ZMモデル）を解説するとともに、関連する先行研究を概観している。具体的には、ZMモデルの基本的な設定について説明し、財政競争の基本的な帰結として、資本税率が非効率に低い水準に設定され、公共財の過小供給が生じることを明らかにしている。また、基本となるZMモデルの拡張研究分野である「政府間移転」、「政策手段の選択」、「失業」の3つの点に焦点を当て、それぞれの主要な研究およびその後の最新研究までの展開を紹介している。特に、政府間移転については第3章および第4章、政策手段の選択については第3章および第5章、そして、失業については第4章および第5章と関連づけた説明がなされている。

第3章では、財政競争に参加する地域数が内生的に決定される場合に、財政移転制度が均衡の効率性に与える影響について分析している。具体的には、ZMモデルを拡張し地域数の内生性を考察した Matsumoto (2010) のモデルに Köthenbürger (2002)、Bucovetsky and Smart (2006) などと扱われてきた課税標準を比較基準とする財政移転制度を導入し、公共サービスの供給水準と競争参加地域数の効率性について理論的に検証している。本章で得られた主な結果は以下の2つである。

第1に、地域間の財政格差が完全に是正される、すなわち課税標準額の完全平準化を行う財政移転が実施される場合、公共サービスが地方政府によって効率的に供給されることが示されている。これは課税標準額の完全平準化のもとで、財政上の外部性が内部化されるためである。

第2に、第1の点と同様に、課税標準額の完全平準化を行う財政移転が実施される場合、競争参加地域数が効率的な水準と一致することが示されている。このことは、競争参加に関する外部性が財政移転によって内部化できることを示唆している。

一般に、複数の政策目標を実現するためには、複数の政策手段が必要となることが知られているが、本章の結果は財政移転制度のみで2つの異なる非効率性を是正できることを示している。

第4章では、第2章と第3章で分析の前提とされていた完全雇用の仮定を緩和し、失業が生じる環境下での財政競争と財政移転制度の理論分析を行なっている。ZMモデルをはじめとして、財政競争理論では完全雇用が前提とされてきた。しかしながら、Ogawa et al. (2006) が明らかにしているように、失業が発生している状況のもとでは資本移動は財政上の外部性のみならず、雇用にも影響を与えるため、雇用外部性が生じる。

第3章では、財政移転制度は資本移動に伴う2つの非効率性を、その制度単独で内部化できることが示されていることから、資本移動に伴う雇用外部性の内部化も期待される。そこで、第4章では、現実にも制度化されている「課税標準額を比較基準とする財政移転（以下、課税標準均等化移転）」と「税収を比較基準とする財

論文審査の結果の要旨

政移転（以下、税収均等化移転）」の2つの財政移転制度における財政競争均衡の効率性を理論的に考察している。また、これらの2つの既存の財政移転制度に代わるものとして「地域 GDP を比較基準とする財政移転（以下、地域 GDP 均等化移転）」についても検証を行なっている。

第4章で得られた主な結果は以下の2つである。第1に、既存の制度である課税標準均等化および税収均等化のいずれの財政移転制度も、それ単独で財政外部性および雇用外部性を完全に内部化できない場合があり、いずれか一方ないし一部分にとどまることが示されている。

第2に、地域 GDP 均等化移転について、既存の財政移転制度が有効でない場合にも、財政外部性および雇用外部性を共に内部化できることが示されている。地域 GDP 均等化移転の交付額は、地域 GDP をもとに算出が可能であり、財政外部性と雇用外部性が併存する環境下で非効率性を包括的に解消できるのみならず、現実的にも実行可能性の高い財政移転制度であることを示唆するものである。

このようにして、第3章および第4章の分析を通じて、財政移転制度は財政競争とそれに付随する様々な非効率性要因を解消するための重要な政策手段であることが明らかになった。第4章までの分析は資本税率を政府の政策変数とし、政府支出はそれに従属するものとしている。しかしながら、実際の政府が税と公共支出の両方を財政競争の政策手段として用いていることを、Hauptmeier et al. (2012) が実証的に明らかにしている。

そこで、第5章では、失業が生じ得る環境下で、資本税率による財政競争と支出による財政競争における均衡を分析している。具体的には、Wildasin (1988) の理論モデルに、Ogawa et al. (2006) の設定を導入し、資本税率を政策変数とする対称均衡と支出を政策変数とする対称均衡における公共財の供給水準を比較している。

第5章の主な結果は以下の2つである。第1に、正の雇用外部性が生じている場合、公共支出水準による競争は財政競争を激化させることが示された。第2に、負の雇用外部性が十分に大きい場合には、資本税率による競争は財政競争を激化させることが示された。

第6章では、本論文で得られた結論をまとめている。

2. 本論文の評価

本論文の貢献として、以下の3つの点が挙げられる。第1の貢献は、財政競争を考察する際、無視することのできない現実的課題としての「財政競争への参加問題」を明示的な形で理論モデルの中に導入し、財政移転制度が均衡の効率性に与える影響について明らかにしたことである。各政府が租税競争に参加するか否かという意思決定を行なうことは現実的である。この場合、競争参加の便益・費用に影響を与

論文審査の結果の要旨

える要因として財政移転制度を考慮することは必要不可欠である。本論文では、現実にも制度化されている課税標準を比較基準とする財政移転制度を分析に導入し、財政移転が競争参加および均衡の効率性に与える影響について、詳細に明らかにしている。また、それによって効率的な均衡を実現する条件も明示的に示している。

第2の貢献は、財政競争の要因の一つである「雇用」に着目し、財政移転制度が均衡の効率性に与える影響を明らかにしたことにある。OECDの報告書などでも指摘されているとおり、現実には政府は企業や投資の誘致だけでなくそれに伴う雇用創出を目的に資本税率の引き下げを行なっている。他方で、地方政府と中央政府の関係に焦点を当てれば、財政移転制度を以って地域間の財政力の公平化を図っている。こうした現実の側面を踏まえた上で、本論文は、財政上の外部性および雇用外部性の2つの非効率性が存在する場合、既存の財政移転制度が外部性を完全には内部化できないことを明らかにしている。また、本論文は、既存の財政移転制度に代わり、効率的な均衡が実現可能な財政移転制度を示しており、その政策的な意義は注目に値すると言える。

最後に、第3の貢献は、第1および第2の貢献に加えて、財政競争における政府の政策手段の選択に関する問題について明確な解を与えたことにある。失業を考慮しない従来の財政競争理論においては、税率による財政競争が選択されることが示されていた。これは財政上の外部性の存在によるものである。失業を明示的に考慮することで、財政上の外部性に加えて、雇用外部性が生じる。この結果として、政府は支出による財政競争を行なうインセンティブを持つことが示された。このことは財政競争の理論上、重要な貢献であると言える。

本論文は財政競争理論上の未解決であった課題について一定の方向性をもって解を与えており、このような本論文の貢献は学術的のみならず政策的含意も含め高く評価できる。しかしながら、これらの評価が与えられる一方で、本論文には以下のような点も課題として残されている。

第1に、分析の対象が対称均衡に限定されている点である。本論文の明瞭な結果を導くために、対称均衡の仮定は重要な役割を果たしており、その結果として経済メカニズムが解明されたことは確かである。しかしながら、財政移転制度の本来的意義は、地域間の財政力格差を解消することにある。対称均衡に焦点を当てるならば、均衡における地域間の財政移転は行われなくなることになり、財政移転制度の本来の機能を分析するためには非対称均衡を含むより包括的な分析が必要であろう。

第2に、社会厚生関数に関する議論が十分にはなされていない点である。失業が存在し、個々の住民の状態に異質性がある場合、それらを社会的にどう評価するかは最適性を考察する上で結果を左右する要素である。本論文では、先行研究に従い単純なベンサム型社会厚生関数を想定しているが、より広範な社会厚生基準を含み

論文審査の結果の要旨

厚生分析を行なうことは結果の頑健性を評価する上でも必要と言える。

第3に、財政移転制度の管理運用を行なう上位の政府についての分析がなされていない点である。本論文の第3章および第4章では、財政移転制度の存在が均衡の効率性に与える影響を分析しているが、財政移転制度の管理運営主体はその政策パラメーターの選択に関して一切の意思決定を行わない仮定が暗黙に置かれている。しかし、現実には地方政府と中央政府は財政制度移転に関してお互いに戦略的意思決定を行なっていることが知られている。この点、本論文の仮定はやや強いものとなっていると言わざるを得ない。

しかしながら、上記の改善すべき課題は、本論文にかかわる研究のさらなる発展のために指摘したものであり、本論文の有する価値を損なうものではない。

3. 結論

以上の評価に基づき、われわれは本論文が博士（経済学）の学位に値するものであることを認める。

2022年2月16日

論文審査担当者

主査	名古屋大学大学院経済学研究科准教授	玉井寿樹
委員	名古屋大学大学院経済学研究科教授	柳瀬明彦
委員	名古屋大学大学院経済学研究科教授	柳原光芳

